

公募型指名競争入札の実施要領

この要領は、境港市が特定建設工事共同企業体に発注する建設工事について、公募型指名競争入札の実施に関する事務・審査手続きを定める。

1 対象工事

特定建設工事共同企業体を対象とする公募型指名競争入札は、別に規定する発注方針に定める工事とする。

ただし、公募期間等必要な日数がとれない場合及びこの要領によることが不適當であると認められる特別な事情が有る場合は、上記に該当する工事であっても指名競争入札によることができるものとする。

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の収集

境港市建設工事入札参加資格審査要綱（平成15年1月1日施行）に基づき建設工事入札参加資格の認定を受けている者のうち、技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出を求める対象者（共同企業体）の範囲を決定した上で、技術資料等の提出を求めるものとする。

3 技術資料等収集に係る公告

公募により技術資料等の提出を求めようとする場合においては、次に掲げる事項を含む公告を行うものとする。

公告に明示する事項	内容に関する留意事項
1 工事の概要 (1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 工事内容 (4) 工期 (5) 予定価格 (6) 最低制限価格	工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 また、工事の施工に必要とされる技術的な能力、あるいは要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。
2 技術資料等の提出を求める対象者に関する事項 (1) 共同企業体に関する条件	本件工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工であることを明記する。また、本店・支店の所在地の要件、出資比率等を設定すること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格 (3) 共同企業体の代表者の資格 (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格	工事の規模、技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から格付等級等の条件を設定する。 監理技術者を専任で配置できること及び特定建設業の許可を受けていることを条件とすること。 Ⅰ級技術者を主任技術者として配置できることを条件とすること。
3 技術資料等の作成及び提出 (1) 技術資料等作成要領の交付方法 (2) 技術資料等の提出方法 (3) 技術資料等の審査に関する事項 4 その他必要と認める事項	技術資料等作成要領を入札参加希望者に交付する。交付期間（公告の日から）、交付場所及び申し込み方法を明示すること。 技術資料等の提出期間、提出場所及び提出方法を明記すること。 提出された技術資料等に基づき、審査し、指名する旨を明記する。 関連情報を入手するための照会窓口その他実施上の留意事項を明記すること。

4 技術資料等作成要領

技術資料等作成要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 技術資料等の作成方法及び提出に関する事項
- (2) 技術資料等の提出に関する事項
- (3) 提出書類に関する事項
- (4) 技術資料等の記入要領に関する事項
- (5) 提出部数に関する事項
- (6) その他の留意事項

5 技術資料の内容

監理技術者及び主任技術者の資格を確認する書類として、資格証の写しを添付させること。

6 入札参加資格確認書の内容

次により、特定工事共同企業体に係る入札参加資格確認書を技術資料と同時に提出させること。

記載事項	内容に関する留意事項
1 共同企業体に関する 入札参加資格確認書類 2 その他の確認書類 (1) 共同企業体経営規模 総括表 (2) 共同企業体協定書の 副本 (3) 経営規模等評価結果 通知書・総合評価値 通知書の写し (4) 誓約書 (5) 委任状 (6) その他必要と認める 書類	審査基準日直近の経営規模等評価結果通知書・総合 評価値通知書に基づいて記入すること。ただし、技術 者については申請日現在の状況を記入すること。 印影の鮮明なものとする。 審査基準日直近の経営規模等評価結果通知書・総合 評価値通知書とすること。

7 入札参加資格要件の決定等

公告内容及び技術資料等の内容については、当該工事を主管する課が案を作成し、境港市建設工事指名業者選定要綱（平成15年5月7日施行）第5条に定める建設業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り決定する。

8 技術資料等の審査及び入札参加者の確認

- (1) 提出された技術資料等に基づき、公募型指名競争入札に係る審査表を作成し、審査委員会に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、公募型指名競争入札に係る審査表及び提出資料について総合的に審査するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認については、技術資料等により行うものとする。

9 指名業者の選定

- (1) 公募により広く入札参加希望者を募る入札方法であるから、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。
- (2) 指名業者については、審査表に基づき審査委員会において決定する。

10 非指名通知等

- (1) 技術資料等を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

- (2) 前号の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内に書面により、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができるものとする。この場合において、境港市の休日を定める条例（平成元年境港市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）の日数は、算入しないものとする。
- (3) 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。この場合において、市の休日の日数は、算入しないものとする。

1 1 実施上の注意事項

- (1) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。
- (2) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しないこととする。
- (4) 技術資料等は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 誤記等の訂正のための資料の差替えは、審査委員会の判断による。

1 2 施行期日

この要領は、平成12年6月20日から施行する。

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月14日から施行する。